

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部改正について

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 9 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
(平成28年霧島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する特定業務施設」の次に「(同号に規定する特定業務児童福祉施
設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域再生法(平成17年法律第24号)及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を
定める省令(平成27年総務省令第73号)の改正に伴い、特定業務施設の範囲が拡充され
たことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。